

第5編 河川編

第5編 河川編

本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和4年4月）中の第6編 河川編を準用する。

ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。